

(別紙) 「蓋 (フロア仕様)」 の構成

| 本件発明1 | | 蓋 (フロア仕様) の構成 | | 構成要件充足性に関する争いの有無 | 裁判所の認定 |
|-------|---|---|--|------------------|---|
| 構成要件 | | 原告の主張 | 被告の主張 | | |
| | | 被告製品1を購入した施工業者は、被告製品1の裏蓋及びふた枠にフロア材を組み合わせ、蓋 (フロア仕様) を施工する。 | | | |
| 1A | 荷重に対して容易に撓まないように、リブが設けられた蓋基板と、 | 1a | 荷重に対して容易に撓まないように、リブが設けられた裏蓋を備える。 | なし | 荷重に対して容易に撓まないように、リブが設けられた裏蓋と、 |
| 1B | この蓋基板の上に重ねて配し、周縁部を除く複数個所を、裏面からのネジ止め固定される蓋表板と、 | 1b | 裏蓋の上に重ねて配し、周縁部を除く複数個所を、裏面からのふた板固定ネジによるネジ止め固定されるフロア材を備える。 | あり | この裏蓋の上に重ねて配し、20か所 (少なくとも8か所は中央部寄りに位置し、その余はより周縁部側に位置する。) を、裏面からのネジ止め固定されるフロア材と、 |
| 1C | この蓋表板の周側縁に設けられる蓋枠とからなり、 | 1c | フロア材の周側縁に設けられるふた枠を備える。 | なし | このフロア材の周側縁に設けられるふた枠とからなり、 |
| 1D | 蓋枠は、その上端に内向きに鍔を有して、この鍔で蓋表板の周縁を上面から押え付け、 | 1d | ふた枠は、その上端に内向きに鍔を有して、この鍔でフロア材の周縁を上面から押え付ける。 | なし | ふた枠は、その上端に内向きに鍔を有して、この鍔でフロア材の周縁を上面から押え付け、 |
| 1E | また、蓋枠はその裏面に、複数のネジ孔を有し、蓋基板の裏面からネジによって、蓋基板に締込み固定され、蓋枠の鍔により、蓋表板の周縁が強く押えられて、蓋基板に密着させられるようになる、 | 1e | 裏蓋には複数のふた枠アシストねじのネジ孔が形成されている。同ネジ孔は裏面側が円形のネジ孔となっており、表面側は円弧状となっている。一方、ふた枠はその裏面に、複数のふた枠アシストねじ円弧部を有する。ふた枠の裏面に設けられたふた枠アシストねじ円弧部と、裏蓋の表面側に設けられたネジ孔の円弧部が合わさって、円形のネジ孔が形成される。そして、裏蓋の裏面からふた枠アシストねじによって、裏蓋に締込み固定されると、ふた枠の鍔により、フロア材の周縁が強く押えられて、裏蓋に密着させられるようになる、 | あり | また、ふた枠はその裏面に、複数の中心角112°の円弧部 (ふた枠アシストねじ円弧部) を有し、同円弧部とこれと対となる裏蓋の表面にある円弧部とが当接されて、裏蓋の裏面からふた枠アシストねじによって、ふた枠がフロア材に固定され、ふた枠の鍔により、フロアの周縁が押えられて、フロア材に密着させられるようになる、 |
| 1F | 床の開口蓋。 | 1f | 以上の構成を備える床の開口蓋である。 | | 床の開口蓋 |

| | | 蓋 (フロア仕様) の構成要件充足性 | |
|-------------------------|---|--|---|
| 本件発明 1 充足性に争いのある構成要件 | | 原告の主張 | 被告の主張 |
| | | 被告製品 1 は裏蓋とふた枠との間にフロア材を配置することが当然に予定されており、フロア材と組み合わせる以外の実用多岐な用途はない。したがって、被告製品 1 は、蓋 (フロア仕様) の生産にのみ用いられる専用品である。 | 蓋 (フロア仕様) が本件発明 1 の技術的範囲に属することはないので、被告製品 1 による本件特許権 1 の間接侵害は成立しない。 |
| 1B | この蓋基板の上に重ねて配し、周縁部を除く複数箇所を、裏面からのネジ止めで固定される蓋表板と、 | <p>● 「周縁部を除く」</p> <p>構成要件 1 B の「周縁部を除く」は、文字どおり、蓋表板において、蓋基板とのネジ止め部分の位置を特定するものであり、かつ、審査経過においてネジ止めの方向を「裏面から」に限定することにより水平方向からネジ止めする乙 2 4 記載の技術との違いを明確にした経緯からしても、「蓋表板の撓みは蓋枠の鉤が蓋表板の周縁を『強く』押さえることで矯正されるのであって、蓋基板と蓋表板のネジ止めによって矯正されるものではないことを明示する」ものではない。また、「周縁部」とは、用語の通常の意義及び本件明細書 1 の記載から、(蓋表板の)「ふちの部分」を指し、蓋枠によって囲まれる「ふちの部分」をいうものと解される。</p> <p>被告製品 1 は、「ふた板固定ねじ孔」がふた枠と重ならない位置に設けられており、フロア材が「周縁部を除く複数箇所」によりネジ止めされる構成を備えている。したがって、「蓋 (フロア仕様)」は構成要件 1 B を充足する。</p> | <p>● 「周縁部を除く」</p> <p>本件発明 1 の特許請求の範囲の記載から、構成要件 1 B の「周縁部を除く」及び構成要件 1 E の「『強く』押さえられて」の意義を一義的に把握することはできない。本件明細書 1 の記載 (【0004】、【0006】、【0010】、【0013】) をみると、本件発明 1 の開口蓋は、ネジによって蓋枠が蓋基板にしっかりと締付固定され、蓋枠の鉤が蓋表板の周縁を強く押さえることによって、蓋表板の周縁に撓みがあっても、この撓みが矯正されることで蓋表板が蓋基板に密着し、かつ撓みが矯正された正確な形状を保持することで、段差及びガタ付き発生の防止という作用効果を奏するものである。このような作用効果・機序からすると、本件発明 1 において、蓋基板と蓋表板のネジ止め箇所から周縁部が除かれている (構成要件 1 B) 理由は、蓋表板の撓みは蓋枠の鉤が蓋表板の周縁を『強く』押さえることで矯正されるのであって、蓋基板と蓋表板のネジ止めによって矯正されるものではないことを明示するためであると解される。本件特許 1 の出願経過における原告の主張 (乙 2 6) からしても、荷重に対して容易に撓まない蓋基板の表面に、蓋表板を重ねて、その周縁部を除く複数箇所を裏面からネジ止め固定するという構成だけで (構成要件 1 B) 蓋表板の撓みを矯正するものでないことは明らかである。したがって、構成要件 1 B の「周縁部を除く」は、蓋表板の周縁が蓋基盤とネジ止めされないことで、蓋表板の中央部を支点として機能することを所期した発明特定事項とするものである。</p> <p>被告製品 1 において、裏蓋からフロア材を固定するねじをふた枠側ぎりぎりに多数配置することで、フロア材の撓みを矯正している。すなわち、フロア材の撓みの矯正は、裏蓋からフロア材を固定するねじによって行っており、中央部が支点として機能しないので、「蓋 (フロア仕様)」は構成要件 1 B の「周縁部を除く」を充足しない。</p> |
| 1E | また、蓋枠はその裏面に、複数のネジ孔を有し、蓋基板の裏面からネジによって、蓋基板に締込み固定され、蓋枠の鉤により、蓋表板の周縁が強く押えられて、蓋基板に密着させられるようになる、 | <p>● 「強く押さえられて」</p> <p>構成要件 1 E の「強く押さえられて」の技術的意義は、ネジを締めることによって蓋枠と裏蓋が引き寄せられ、蓋枠と裏蓋が密着して段差ができたり、ガタ付きが生じたりすることがないことを意味する。「強く押さえられて」の意義は、あくまでも本件明細書 1 の記載を前提に解釈すべきであり、本件発明 1 の効果を奏するものであれば十分であって、「一般的なネジとネジ孔が想定する固定の程度を上回る」必要はない。乙 9 は、被告製品 1 のように樹脂製品に金属ネジを締め込む場合を対象とするものではないし、被告製品 1 のふた枠アシストねじは「JIS規格の鋼製ボルト・ナット」(乙 9) とはネジ山の形状もネジ部分の断面形状も異なるから (乙 1 0、1 3)、乙 9 を根拠に「ねじの嵌め合い長さをねじ山の 3 つ分にすることが最低限必要」とはいえない。乙 1 2 においても、樹脂製品に金属ねじを埋め込む場合、ねじ山 3 つ分以上の嵌め合い長さが必要とはされていない。</p> <p>本件発明 1 は、「蓋枠の鉤がそれぞれ単独で蓋表板の撓みを矯正し、矯正された正確な形状を維持する」ような発明ではない。</p> <p>構成要件 1 E の文言は、文字どおり、蓋枠が蓋基板にネジによって締込み固定されることで、(a) 蓋枠の鉤が蓋表板の周縁を強く押さえることと、(b) 蓋枠が蓋基板に密着させられることを規定するものであり、そのように理解すれば足りる。蓋表板に撓みがあった場合、これが矯正されることとなり、本件明細書 1 に記載された効果を奏することは当業者であれば当然理解できる。</p> <p>被告製品 1 は、「ふた枠アシストねじ」の施工によってフロア材を裏蓋に固定ないし固着している。つまり、「ふた枠アシストねじ円弧部」が中心角が 1 1 2° の円弧部であっても、本件発明 1 との関係では十分な効果を発揮している。また、ふた枠のツメ (突起) 部を裏蓋側面の溝部の嵌合の外れを防止するために「ふた枠アシストねじ円弧部」をふた枠アシストねじに当接させているということはない。被告製品 1 は、ふた枠アシストねじを締めることで、蓋枠と裏蓋が引き寄せられ、蓋枠と裏蓋が密着して段差ができたり、ガタ付が生じたりすることがないという構成を備えている。ふた枠の鉤によってフロア材の周縁を押さえつけ、ふた枠とフロア材の隙間がなくなり、ふた枠と裏蓋の隙間がなくなるほど密着するから、フロア材の周縁部に撓みが残っていた場合に、これを減少させる効果もある。</p> | <p>● 「強く押さえられて」</p> <p>構成要件 1 E は、ネジ孔にネジを締め込むことで、蓋基板 1 1 と蓋枠 1 3 が固定 (固着) するものであり、蓋表板の中央部が蓋基板にネジ止め固定されることで支点となることを前提に、蓋基板 1 1 と蓋枠 1 3 が固着する程度に結合することにより生じる鉤 1 6 が蓋表板 1 2 の周縁を押さえ込む力が、蓋表板の撓みを矯正し、これを保持する程度であることを発明特定事項とする (本件明細書 1 【0010】、【0013】、【図 1】、【図 2】)。ネジとネジ孔による蓋枠と蓋基板の固定 (固着) の程度は、少なくとも、一般的なネジとネジ孔が想定する固定の程度を上回るものが必要であり、一般に、ネジとネジ孔が想定する程度の固定を生むためには、ねじの嵌め合い長さをねじ山の 3 つ分にすることが最低限必要とされる。本件発明 1 の開口蓋の作用機序・効果からすると、本件発明 1 において、構成要件 1 E が単に「押さえられる」ことを発明特定事項とすることなく、「『強く』押さえられ」ることを発明特定事項としているのは、蓋枠の鉤がそれぞれ単独で蓋表板の撓みを矯正し、矯正された正確な形状を維持することを明示するためであると解されるから、構成要件 1 E の「『強く』押さえられ」は、蓋枠の鉤がそれぞれ単独で、蓋表板の撓みを矯正し、矯正された正確な形状を保持する程度に、蓋表板の周縁を押さえることを特定するものである。</p> <p>被告製品 1 のふた枠と裏蓋は、ふた枠のツメ (突起) 部と裏蓋側面の溝部を嵌合することで固定されるものである。ふた枠の「ふた枠アシストねじ円弧部」は、裏蓋に締め込まれたねじに当接し、そのツメが裏蓋側面の溝部又は係部から外れないようにすることによって、ふた枠と裏蓋の固定をアシスト (補助) するものにすぎず、「ふた枠アシストねじ円弧部」に「ふた枠アシストねじ」を締め込んでも、それ単体では、ふた枠と裏蓋が固定 (固着) されることはない。また、被告製品 1 の「ふた枠アシストねじ円弧部」は中心角が 1 1 2° の円弧であり半円にもなっていないから、「ふた枠アシストねじ」を挿入しても、1 個又は 2 個程度のねじ山がこれに当接するだけであり、ふた枠と裏蓋を十分に固定するものではない。また、被告製品 1 において、裏蓋からフロア材を固定するねじをふた枠側ぎりぎりに多数配置することで、フロア材の撓みを矯正している、すなわち、フロア材の撓みの矯正は、裏蓋からフロア材を固定するねじによって行っており、これにより正確な形状を保持している。ふた枠アシストねじは、ふた枠を裏蓋に強く引き寄せないため、ふた枠の鉤がそれぞれ単独でフロア材の撓みを矯正し、正確な形状を維持する程度に強く押さえつけるものではない。</p> |
| | | <p>● 「ネジ孔」</p> <p>特許請求の範囲の文言上、「ネジ孔」の形態についての限定はなく、他の部材と合わさってその機能を発揮してはならないとの限定もない。</p> <p>被告製品 1 は、ふた枠の「ふた枠アシストねじ円弧部」と裏蓋の「ふた枠アシストねじ孔」で構成されるネジ孔 (樹脂製品) にふた枠アシストねじを締め込むことで、ネジ自体の溝によってネジ孔が切られて螺旋状のネジ溝が形成され、このネジ溝により、ふた枠を裏蓋に強く引き寄せられる力が生じ、その結果、ふた枠の鉤がフロア材の周縁を強く押さえ、フロア材と裏蓋が固定 (固着) する。すなわち、「ふた枠アシストねじ円弧部」は、形状が中心角が 1 1 2° の円弧であるとしても、裏蓋の円弧部と合わさることで穴様形状を形成し、当該穴様形状にふた枠アシストねじを締め込むことで、ふた枠が裏蓋に引き寄せられ段差やガタ付が生じないという作用効果を奏する。ふた枠の「ふた枠アシストねじ円弧部」は、「ネジ孔」の一部であって、物理的に「ネジ孔」に該当し、ネジ孔としての機能を発揮し、裏蓋の「ふた枠アシストネジ孔」の上半分と合体してネジ孔として使用する以外の使われ方がない。蓋枠部分に存在する (蓋枠が有する) 空間は、本件発明 1 の「ネジ孔」に該当し、「ふた枠アシストねじ円弧部」が「ネジ孔」としての機能を奏することは明らかであるから、被告製品 1 の「ふた枠アシストねじ円弧部」が「ネジ孔」に相当する。</p> | <p>● 「ネジ孔」</p> <p>構成要件 1 E は「蓋枠がネジ孔を有する」と規定している。</p> <p>被告製品 1 における「ふた枠アシストねじ円弧部」の形状は中心角が 1 1 2° の円弧であり半円にも至らないものであるし、単にねじに当接するにすぎない。「ふた枠アシストねじ円弧部」がねじに当接したとしても、ふた枠が裏蓋に強く引き寄せられることはない。「ふた枠アシストねじ円弧部」は「ネジ孔」の一部にすぎないもので、「ネジ孔」に相当しない。</p> <p>「ふた枠アシストねじ円弧部」にはツメ部の嵌合外れ防止という使われ方が存在するのであるから、原告の主張に従うと、「ふた枠アシストねじ円弧部」が「ネジ孔」に相当しない。</p> |
| | | <p>● 「締込み固定」</p> <p>構成要件 1 E の「締込み固定され」との文言は、文字どおり、蓋枠が蓋基板に対し、ネジの締込みによって固定されることを意味し、ネジの締込みによって蓋枠が蓋基板に対し固定される程度の力が加えられれば十分である。「ねじの嵌め合い長さをねじ山の 3 つ分にすることが最低限必要である」という被告の指摘は、被告製品 1 のように樹脂製品に金属ネジを締め込む場合を対象とするものではなく誤りである。</p> <p>「蓋 (フロア仕様)」は、文言どおりの効果を生じ、構成要件 1 E を充足する。</p> | <p>● 「締込み固定」</p> <p>本件発明 1 のネジとネジ孔は、蓋枠と蓋基板を「締込み固定」するものであるところ、本件発明 1 の作用効果を奏するためには、構成要件 1 E の「締込み固定」は、少なくとも一般的なネジとネジ孔が想定する固定の程度を上回るものである必要があり、蓋表板の中央部が蓋基板にネジ止め固定されることで支点となることを前提に、蓋表板の撓みを矯正し、これを保持する程度に蓋枠の鉤が蓋表板の周縁を押さえ付けることが可能となるように、蓋枠と裏蓋が締込み固定されることを発明特定事項とするものである。</p> <p>ネジとネジ孔が想定する程度の固定を生むためには、ねじの嵌め合い長さをねじ山の 3 つ分にすることが最低限必要であるところ、被告製品 1 の「ふた枠アシストねじ」と「ふた枠アシストねじ円弧部」の固定の程度は、一般的なネジとネジ孔が想定する程度の固定を生むものではないので、構成要件 1 E の「締込み固定」を充足しない。</p> |

| 本件発明 1 構成要件 | | 蓋 (フロア仕様) の構成要件充足性 | |
|----------------|---|--|---|
| | | 原告の主張 | 被告の主張 |
| | | 被告製品 1 は裏蓋とふた枠との間にフロア材を配置することが当然に予定されており、フロア材と組み合わせる以外の実用多岐な用途はない。したがって、被告製品 1 は、蓋 (フロア仕様) の生産にのみ用いられる専用品である。 | |
| 1A | 荷重に対して容易に壊まないように、リブが設けられた蓋基板と、 | | |
| 1B | この蓋基板の上に重ねて配し、周縁部を除く複数箇所を、裏面からのネジ止めで固定される蓋表板と、 | | 1 第 1 要件 本件発明 1 の本質的部分は、蓋表板の中央部を裏面のネジ止めによって固定することで蓋表板の中央部を支点とする一方で (構成要件 1 B)、蓋表板の周縁部を外枠の内鉤が押し付けて蓋表板の周縁部を力点とすることで (構成要件 1 E)、構成要件 1 B 及び 1 E が一体的に作用させ、蓋表板の撓みを矯正し、かつ矯正された正確な形状を保持する点にある。 被告製品 1 におけるフロア材の撓みの矯正は裏蓋からのねじによって矯正され、中央部が支点として機能しない。 |
| 1C | この蓋表板の周側縁に設けられる蓋枠とからなり、 | | |
| 1D | 蓋枠は、その上端に内向きに鉤を有して、この鉤で蓋表板の周縁を上面から押え付け、 | | |
| 1E | また、蓋枠はその裏面に、複数のネジ孔を有し、蓋基板の裏面からネジによって、蓋基板に締込み固定され、蓋枠の鉤により、蓋表板の周縁が強く押えられて、蓋基板に密着させられるようになる、 | 1 第 1 要件 (非本質的部分) 本件明細書 1 (【0004】ないし【0006】、【0010】、【0013】) の記載からは、本件発明 1 の技術的意義が、従来の蓋においては蓋枠が蓋表板に対して固定される構造で、蓋表板に撓みがあると、蓋装着時に床面との間で段差が生じたり、ガタ付きが出たりするところ、①蓋表板を裏面からのネジ止めで蓋基板に固定しつつ、蓋枠の内向きの鉤で蓋表板の周縁を上面から押え付け、②蓋枠を蓋基板の裏面からネジによる締込みで固定することで、床面との段差やガタ付きを防止する点にあると認められる。そうすると、本件発明 1 と蓋 (フロア仕様) との相違部分 (本件発明 1 は、蓋枠にネジ孔が設けられているが、蓋 (フロア仕様) はふた枠に半円の「ふた枠アシストねじ円弧部」を有し、裏蓋の表面側に同じくふた枠アシストねじを挿通する円弧状のネジ孔を有し、これらが合わさって円形のネジ孔が形成されている。) は、ネジ止めの具体的な方法が異なるにすぎず、被告製品 1 の「ふた枠アシストねじ円弧部」は蓋枠を蓋基板の裏側からネジによる締込みで固定することで、床面との段差やガタ付きを防止するためのものであり、本件発明 1 の技術的意義を有しているから、ネジ孔が単一の部材で構成されているか、二つの部材で構成されているかという前記相違部分は非本質的な部分にすぎず、均等侵害の第 1 要件を充足する。 原告は、「ふた枠アシストねじ円弧部」が「ネジ孔」と相違する部分であることを前提として均等の主張をしているが、被告は、「強く押えられて」 (構成要件 1 B、1 E) の非充足を前提とする主張をしており、妥当でない。 | 1 第 1 要件 本件発明 1 の技術的意義は、ネジ孔にネジを締め込むことで、蓋枠 1 3 が蓋基板 1 1 に引っ張られ、蓋基板 1 1 と蓋枠 1 3 とを固着させることで、蓋枠 1 3 の鉤 1 6 が蓋表板 1 2 の周縁を押さえ込み、段差やガタ付きを防止する点、すなわち、ネジ孔にネジを締め込むことで、蓋枠 1 3 が蓋基板 1 1 に引っ張られることによる強い固着力を利用することにある。被告製品 1 の「ふた枠アシストねじ円弧部」の基本性能は、裏蓋に締め込まれたねじに当接し、そのツメが裏蓋側面の溝部から外れないようにすることによって、ふた枠と裏蓋の固定をアシスト (補助) するものであり、蓋枠を裏蓋に対して引っ張ることにより固定 (固着) させるものではない。そうすると、被告製品 1 の技術思想は本件発明 1 の技術思想とは異なり、本件発明 1 と蓋 (フロア仕様) の相違部分である「ふた枠アシストねじ円弧部」は、本件発明 1 の本質的部分において相違している。 本件発明 1 の本質的部分は、蓋枠の鉤が蓋表板の周縁を強く押さえることによって、蓋表板の周縁に撓みがあっても、この撓みが矯正され、かつ撓みが矯正された正確な形状を保持することで、段差及びガタ付きの発生を防止する点にある。 被告製品 1 では、フロア材の周縁部を含めて裏蓋にネジ止めで固定して、フロア材の撓みを矯正し、矯正された正確な形状を保持している。また、被告製品 1 のふた枠アシストねじは、ふた枠を裏蓋に強く引き寄せず、ふた枠の鉤が単独でフロア材の撓みを矯正し、正確な形状を保持する程度に強く押さえつけない。したがって、本件発明 1 と被告製品 1 は、本件発明 1 の本質的部分において相違し、均等侵害の第 1 要件を充足しない。 |
| | | 2 第 2 要件 (置換可能性) 被告製品 1 は、ふた枠アシストねじを締め込む前はふた枠と裏蓋に浮き (隙間) があるが、ふた枠アシストねじを締め込むことにより、枠と裏蓋の浮き (隙間) が解消し、ふた枠の鉤によってフロア板の周縁が押さえられ、フロア板と裏蓋が密着させられるようになっている (甲 8、20)。また、被告製品 1 においては、ふた枠アシストねじを施工する前と比較して、ふた枠アシストねじを施工した後は、蓋枠の鉤により、蓋表板の周縁が強く押えられて、蓋枠と蓋基板が引き寄せられ密着することは明らかであり、ふた枠アシストねじを施工する前には段差やガタ付きが残っていたとしても、蓋枠が蓋基板を押さえつけることにより、段差やガタ付きを防止するという本件発明 1 と同じ作用効果があることは十分認められる。したがって、被告製品 1 は、本件発明 1 の作用効果 (段差やガタ付きの防止) を奏しており、本件発明 1 の構成を蓋 (フロア仕様) のような構成に置換することは可能であり、第 2 要件を充足する。 | 2 第 2 要件 本件発明 1 は、蓋表板の撓みを矯正し、正確な形状を保持することで、段差やガタ付きを防止する点に特徴があるところ、被告製品 1 では、フロア材の周縁部を含め裏蓋にネジ止め固定することで、フロア材の撓みを矯正し、段差やガタ付きを防止しており、「ふた枠アシストねじ円弧部」は、それ単体では、ふた枠と裏蓋を固着することができず、ふた枠と裏蓋はツメ部と溝部及び係部の嵌合により固定され、ふた枠アシストねじは、ツメ部の嵌合外れを防止することでふた枠と裏蓋の固定をアシスト (補助) するものにすぎない。被告製品 1 のふた枠アシストねじ及びふた枠アシストねじ円弧部は、それ単独でフロア材の撓みを矯正し、正確な形状を保持するものではないので、本件発明 1 の作用効果を奏しない。本件発明 1 の「ネジ孔」を「ふた枠アシストねじ円弧部」に置換しても、本件発明 1 の目的を達成できず、同一の作用効果を奏しないから、第 2 要件を充足しない。 |
| | | 3 第 3 要件 (侵害時置換容易性) 蓋 (フロア仕様) のようなネジ孔の形成方法は、ふた枠部分のネジ孔一部を分割し、ネジ孔の略半分を裏蓋側に設けたという、改変自体に格別の技術的意義の存在しない設計事項というべきものであり、置換することは容易である。ふた枠のツメ (突起) 部と裏蓋側面の溝部を嵌合する構成は単なる付加であり、均等侵害の検討対象となる「相違部分」ではないから、「置換」が想定できず、置換容易性がないことの根拠にはなり得ない。被告製品 1 の改変部分は、本件発明 1 の「ネジ孔」の一部を蓋枠 (ふた枠) 以外の部材で置き換えただけのものであり、本件発明 1 の構成を前提とした侵害時点の当事者であれば容易に思いつく。すなわち、被告製品 1 のふた枠アシストねじは、本件発明 1 と同様の作用を奏することは明らかであり、ふた枠アシストねじを施工する前には段差やガタ付きが残っていたとしても、蓋枠が蓋基板を押さえつけることでこれを解消するという効果は少なくとも意図されている。被告は、ふた枠アシストねじをふた枠アシストねじ円弧部にねじ込めば本件発明 1 と同様の効果が生じることを少なくとも意図に置きつつ、「ネジ孔」を「ふた枠アシストねじ円弧部」へと改変したものであるが、発明特定事項のあるパーツを複数の部材で構成するように改変することは極めて容易である。よって、第 3 要件を充足する。 | 3 第 3 要件 被告製品 1 はフロア材の周縁部を含め裏蓋にネジ止め固定し、ツメ部と溝部又は係止部の嵌合によってふた枠と裏蓋を固定し、ふた枠アシストねじ円弧部は単にふた枠と裏蓋の固定をアシスト (補助) する構成に改変している。ネジ孔にネジを締め込むことによる強い固着力を利用する本件発明 1 の構成から、被告製品 1 の構成に変更することは容易ではないから、第 3 要件を充足しない。 |
| | | 4 第 4 要件 (出願時非容易推考性) 及び第 5 要件 (意識的除外非該当性) 蓋 (フロア仕様) のような構成が本件特許 1 の出願時点における公知技術から容易に推考できたものであるとか、蓋 (フロア仕様) のような構成が本件特許 1 の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たる等の特段の事情もないから、第 4 要件及び第 5 要件を充足する。 | |

(別紙) 被告各製品の構成

| 本件訂正発明 2 - 1 | | 本件訂正発明 2 - 3 | | 被告各製品 | | | | | |
|-----------------|-----|--|----|--|-------|--|---|----|---|
| 構成要件 (下線部は訂正部分) | | 構成要件 (下線部は訂正部分) | | 原告の主張 | 被告の主張 | 構成要件充足性の争いの有無 | 裁判所の認定 | | |
| 本件特許 2 請求項 1 | 2A' | 床面、天井面又は壁面に形成された開口部の取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある取付孔が形成された取付体を、前記取付対象面に取り付けるための取付部材であって、 | 2A | <u>取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある取付孔が形成された取付体を、前記取付対象面に取り付けるための取付部材であって、</u> | 2a' | 床面に形成された開口部の取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある取付孔が形成された外枠を、前記取付対象面に取り付けるための取付部材である。 | 否認する。 被告各製品は取付孔を有しない。 | あり | 床面に形成された開口部の取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある取付部材が嵌挿されるくぼみが形成された外枠を、前記取付対象面に取り付けるための取付部材である。 |
| | 2B | 前記取付孔に嵌挿される外形を有し、 | 2B | <u>前記取付孔に嵌挿される外形を有し、</u> | 2b | 前記取付孔に嵌挿される外形を有する。 | 否認する。 | あり | 前記くぼみに嵌挿される外形を有する。 |
| | 2C | 前記取付対象面に対して略垂直方向に、固定具が挿通される挿通孔が形成され、 | 2C | <u>前記取付対象面に対して略垂直方向に、固定具が挿通される挿通孔が形成され、</u> | 2c | 前記取付対象面に対して略垂直方向に、外枠固定ねじが挿通される挿通孔が形成されている。 | 認める。 | なし | 前記取付対象面に対して略垂直方向に、外枠固定ねじが挿通される挿通孔が形成されている。 |
| | 2D' | 前記挿通孔に挿通された前記固定具が前記取付対象面に打設された際に、前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるための傾斜する面を有して構成されていることを特徴とする | 2D | <u>前記挿通孔に挿通された前記固定具が前記取付対象面に打設された際に、前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成され、</u> | 2d' | 前記挿通孔に挿通された前記外枠固定ねじが前記取付対象面に打設された際に、前記外枠に、前記取付対象面に対して水平な方向(下方向)へ向かう力を加えるための傾斜する面を有して構成されていることを特徴とする。(甲9・写真5～9、甲10) | 被告各製品の取付部材が、取付対象面に対して傾斜する面を有するという限度において認め、その余は否認する。 | あり | 前記挿通孔に挿通された前記外枠固定ねじが前記取付対象面に打設された際に、前記外枠に、前記取付対象面に対して水平な方向(外枠上面部から底面部へ向かう鉛直方向)へ向かう力を加えるための傾斜する面を有して構成されていることを特徴とする。 |
| | 2E | 取付部材。 | | | 2e | 以上の構成を備える取付部材である。 | | | 取付部材。 |
| 本件特許 2 請求項 3 | | | 2F | 前記取付孔に嵌挿され得る筒形状を有するとともに、その内側に前記取付対象面に対して傾斜する傾斜面を有する本体と、 | 2f | 前記取付孔に嵌挿され得る筒形状を有するとともに、その内側に前記取付対象面に対して傾斜する傾斜面を有する本体と、 | 否認する。 | あり | 前記くぼみに嵌挿され得る筒形状を有するとともに、その内側に前記取付対象面に対して傾斜する傾斜面を有する本体と、 |
| | | | 2G | 前記本体の内側に設置され、前記傾斜面と当接する当接面を有する補助体とを備え、 | 2g | 前記本体の内側に設置され、前記傾斜面と当接する当接面を有する補助体とを備える。 | 否認する。 | あり | 前記本体の内側に設置され、前記傾斜面と当接する当接面を有する補助体とを備え、 |
| | | | 2H | 前記挿通孔は、前記本体と前記補助体との両方に、互いに連通するように形成され、 | 2h | 前記挿通孔は、前記本体と前記補助体との両方に、互いに連通するように形成されている。 | 否認する。 | あり | 前記挿通孔は、前記本体と前記補助体との両方に、互いに連通するように形成され、 |
| | | | 2I | 前記補助体に形成された前記挿通孔は、前記固定具と略同じ径を有し、 | 2i | 前記補助体に形成された前記挿通孔は、前記外枠固定ねじと略同じ径を有する。 | 否認する。 | あり | 前記補助体に形成された前記挿通孔は、前記外枠固定ねじと略同じ径を有し、 |
| | | | 2J | 前記本体に形成された前記挿通孔は、前記固定具を前記挿通孔に対して相対的に前記傾斜面の傾斜方向に沿って移動させ得る形状を有し、 | 2j | 前記本体に形成された前記挿通孔は、前記外枠固定ねじを前記挿通孔に対して相対的に前記傾斜面の傾斜方向に沿って移動させ得るよう上下方向に長円型の形状を有する。 | 否認する。 | あり | 前記本体に形成された前記挿通孔は、前記外枠固定ねじを前記挿通孔に対して相対的に前記傾斜面の傾斜方向に沿って移動させ得るよう上下方向に長円型の形状を有し、 |
| | | | 2K | 前記本体は、前記挿通孔に挿通された前記固定具が前記取付対象面に打設された際に、前記傾斜面を前記補助体の前記当接面に摺接させながら移動することにより、前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成されていることを特徴とする | 2k | 前記本体は、前記挿通孔に挿通された前記外枠固定ねじが前記取付対象面に打設された際に、前記傾斜面を前記補助体の前記当接面に摺接させながら移動することにより、前記外枠に、前記取付対象面に対して水平な方向(下方向)へ向かう力を加えるように構成されている。 | 被告各製品の取付部材が、取付対象面に対して傾斜する面を有するという限度において認め、その余は否認する。 | あり | 前記本体は、前記挿通孔に挿通された前記外枠固定ねじが前記取付対象面に打設された際に、前記傾斜面を前記補助体の前記当接面に摺接させながら移動することにより、前記外枠に、前記取付対象面に対して水平な方向(下方向)へ向かう力を加えるように構成されていることを特徴とする |
| | | | 2L | 取付部材。 | 2l | 以上の構成を備える取付部材である。 | | | 以上の構成を備える取付部材である。 |

| | | 本件訂正発明 2 - 1 | 構成要件充足性 | |
|-----------------|-----|--|--|---|
| | | 充足性に争いのある構成要件 | 原告の主張 | 被告の主張 |
| 本件特許 2 請求項 1 | 2A' | <p>床面、天井面又は壁面に形成された開口部の取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある取付孔が形成された取付体を、前記取付対象面に取付けするための取付部材であって、</p> | <p>● 「取付孔」</p> <p>被告各製品の外枠は、取付部材を嵌挿する外枠の空間に補助体及び補助体と外枠を接続するランナー状の部材が設けられており、当該空間の内部の一部に補助体が存在するが、当該空間は少なくとも外枠を貫通しているから「孔」に該当し、取付部材を嵌挿するのに十分な空隙が形成されていることから「取付孔」といえる。また、「孔」の意味は、「くぼんだ所。または、向こうまで突き抜けた所。」であり、貫通しているものも、貫通していないもの（窪んだだけのもの）も、いずれも含む概念である。本件訂正発明 2 - 1 の構成要件 2 A'及び 2 Bの文言から、「取付孔」は、取付体を取付部材に嵌挿するという技術的意義を有することに照らせば、「取付孔」は、取付部材が取付られる孔であれば、貫通していても、していなくても、いずれでもよいことは容易に理解でき、他に特許請求の範囲において、これを限定するような構成はない。本件明細書 2 (【0014】、【0037】) を見ても、取付部材が嵌挿できる孔であれば、孔が貫通していても、していなくても、「作業者の技量によらず、取付体の密着性や気密性等を確実に確保することができる」とともに、その密着性や気密性等の点において施工の質を均一に保つことが可能な取付部材を提供する」という本件訂正発明 2 - 1 の課題を解決し、効果を奏するから、「取付孔」は貫通した孔に限定されない。そして、取付孔を構成する部材の一部が切り欠かれていても、取付部材を嵌挿できれば取付孔の機能を十分果たすから、周囲が全て囲まれた構成に限定される理由はなく、被告各製品 (第 2 世代～第 4 世代) の取付孔の構成部材の一部が切り欠かれていても、「取付孔」に該当する。</p> | <p>● 「取付孔」</p> <p>特許請求の範囲の請求項の記載にも、発明の詳細な説明にも、「取付孔」に窪んだ所が含まれる旨の記載はなく、本件明細書 2 (【0016】) の記載からすると、本件訂正発明 2 - 1 は、取付体を取付対象面に当接させた上で、取付体に形成された取付孔に取付部材を嵌挿するものであるから、「取付孔」は、貫通しているものであり、単に窪んだ所を包含する余地はない。</p> <p>被告各製品の第 2 世代の外枠には、取付部材が嵌挿される空間の周囲が囲まれた構成ではなく開口部が存在するところ、「取付孔」とは周囲に開口部を有しないことをを前提としている。</p> <p>したがって、被告各製品は「取付孔」を備えていない。</p> |
| | | | <p>● 「取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある」</p> <p>本件訂正発明 2 - 1 の特許請求の範囲の文言には、取付体の嵌挿方向に特段の限定がない。また、本件訂正発明 2 - 1 の取付体を開口部側から根太側に向けて挿入しても、根太側から開口部側に挿入しても、どちらの場合も、「作業者の技量によらず、取付体の密着性や気密性等を確実に確保することができる」とともに、その密着性や気密性等の点において施工の質を均一に保つことが可能な取付部材を提供する (本件明細書 2 【0014】、【0037】) という発明の課題を解決し、効果を奏することが明らかである。</p> <p>被告各製品の形態そのもの及び、被告各製品の施工説明書 (甲 5) から明らかなおり、被告各製品は、「板状部」 (甲 9・写真 3) が床の開口部の側面に接する形で使用されることが確定しており、それ以外の使用法は想定されていないから、「取付対象面に対して垂直方向」は、施工前から確定的に分かっており、「枠部材の係止部を床面に係止した状態になって初めて具体的に特定される」ものではない。このことは、本件訂正発明 2 - 1 の取付体も同様であり、取付体の形態及び使用方法から「取付対象面に対して垂直方向」がどちらの向きであるのかは、施工前から確定的に分かっている。</p> <p>したがって、被告各製品の取付対象面が床面に形成された開口部に設けられていることは明らかであり (構成 2 a')、被告各製品は「取付面に対して垂直方向に奥行きのある」の構成を有する。</p> | <p>● 「取付面に対して垂直方向に奥行きのある」</p> <p>構成要件 2 Bは「前記取付孔に嵌挿される外形」を有する旨を規定し、「嵌挿」とは、取付孔に嵌め込まれ、そして挿入されることを意味し、「挿入」とは、外部から内部に向かって挿し入れることであるから、「前記取付孔に嵌挿される外形」とは、取付部材が取付孔の外部から内部に挿し入れることができる外形を有することを規定する。また、本件明細書 2 (【0016】、【0042】、【0045】、【0055】、【0062】、【0080】) の記載からすると、「嵌挿」は、一貫して、開口部側から根太側へ向かって挿し入れることである旨説明されているから、構成要件 2 Aの「取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある」とは、開口部から取付対象面に向かって奥行きのある取付孔を意味することになる。また、構成要件 2 D'によると、取付部材の挿通孔を通して固定具が「前記取付対象面」に対して打設されると、取付体が「前記取付対象面」に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成されているところ、固定具が打設され、かつ水平な所定方向へ向かう力の方向を特定する「前記取付対象面」は、枠部材の係止部を床面に係止した状態になってはじめて具体的に特定される床板又は根太の側面をいうと解される。そして、「前記取付対象面」は構成要件 2 A'の「取付対象面」を指すので、「取付対象面」も、枠部材の係止部を床面に係止した状態で具体的に特定される床板又は根太の側面をいう。したがって、構成要件 2 A'の「取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある取付孔」は、枠部材の係止部を床面に係止した状態になってはじめて具体的に特定される床板又は根太の側面に対して垂直方向に奥行きのある取付孔であることを発明特定事項とするものである。</p> <p>被告各製品の取付孔はランナー状の補助体を備えており、開口部側からの取付孔が塞がっているため、被告各製品の枠部材の係止部を床面に係止した状態にすると、被告各製品の取付孔に取付部材を嵌挿できない。被告各製品の外枠には、取付対象面から開口部に向かって奥行きのある空間があるが、開口部から取付対象面に向かって奥行きのある空間はなく、被告各製品の取付部材は、開口部から取付対象面に向かって嵌挿することによって使用されるものではなく、そのような外形も有しないから、被告各製品は、構成要件 2 A'の「取付面に対して垂直方向に奥行きのある」を充足しない。</p> |
| | 2B | <p>前記取付孔に嵌挿される外形を有し、</p> | <p>上記 2 A'のとおり、被告各製品は「取付孔」を有する。</p> | <p>構成要件 2 A'について述べたのと同様の理由で、被告各製品の取付部材は「前記取付孔に嵌挿される外形」を充足しない。また、本件訂正発明 2 - 1 の取付部材は、設置箇所の自由度が高いとの作用効果を奏する (構成要件 2 B、2 F、本件明細書 2 【0045】 【図 2】)。一方、被告各製品の取付部材は、取付孔から着脱できず、開口部側と根太側方向に動くことが可能であるものの、その可動範囲はわずかなものであるため、本件明細書 2 (【図 2】) のように床板の側面と根太の側面との間に段差があるような場合、被告各製品の取付部材を押し込むことができず、被告各製品の設置が不可能であり、本件訂正発明 2 - 1 が意図する「設置箇所の自由度」を達成しない。したがって、被告各製品は、構成要件 2 B及び 2 Fの発明特定事項も充足しない。</p> |

| 本件訂正発明 2 - 1 | | 構成要件充足性 | |
|-----------------|-----|--|---|
| | | 原告の主張 | 被告の主張 |
| 本件特許 2 請求項 1 | 2D' | <p>前記挿通孔に挿通された前記固定具が前記取付対象面に打設された際に、前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるための傾斜する面を有して構成されていることを特徴とする</p> | |
| | | <p>● 「打設」 本件明細書 2 (【0016】、【0048】) には「挿通孔に固定具 (例えば釘、螺子、ピン等) を挿通して打設することにより、取付体に、取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力が加わる。」「なお、本発明において、固定具としては、特に限定されるものではなく、例えば、釘、螺子、ピン等の従来公知のものを採用することができる。」との記載があり、本件訂正発明 2 - 1 の「固定具」には当然ネジも含まれ、ネジを締め込むことも「打設」に含まれる。したがって、被告各製品は「打設」の構成を有する。</p> | <p>● 「打設」 「打設」とは、杭や釘などを打ち込み、または打ち固めることを意味し、本件明細書 2 (【0044】、【0065】) は、釘を根太に打ち込むこと、釘を取付対象面に打設することを開示している。被告各製品は、外枠固定ねじを取付対象面に「締込み固定」するものであって、外枠固定ねじを取付対象面に打ち込み、または打ち固めるものではないから、「打設」を充足しない。</p> |
| | | <p>● 「取付対象面に対して水平な所定方向」 被告各製品の取付部材は、構成 2 f 及び構成 2 g を備える。また、被告各製品においては、本体を被告各製品の外枠の取付孔に嵌挿すると、本体の傾斜面と補助体の傾斜面が当接する。すなわち、本体の傾斜面と補助体の傾斜面がいずれも、取付対象面から離れるように傾斜する斜面であり、かつ、それぞれが当接した状態となっている (本件明細書 2 の【図 4】(a) 状態) で、被告各製品の外枠の床開口部側から、補助体及び本体に形成された挿通孔に、外枠固定ねじを挿通し、ねじ止めを行うと、本件明細書 2 の【図 4】(b) に記載された状態と同様、補助体が取付対象面に対して垂直方向 (【図 4】の左側から右側に向かう方向) に移動する (「取付対象面に対して水平な所定方向」は鉛直方向)。その結果、補助体と斜面において当接する本体が取付対象面に対して垂直方向下側に移動し、外枠に対して、取付対象面に対して水平な方向 (下方向) へ向かう力を加えることとなる。</p> | <p>● 「取付対象面に対して水平な所定方向」 本件明細書 2 の【図 4】(b) において、側面 1 9 0 b、1 9 1 b が取付対象面であるから、「取付対象面に対して水平な所定方向」とは、【図 4】(b) の左から右に向かう方向を指すことが明らかである。被告各製品が加える力の方向は、取付対象面に対して平行方向 (鉛直方向) であり、「取付対象面に対して水平な所定方向」ではないから、被告各製品は構成要件 2 D' を充足しない。</p> |
| | | <p>● 「前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるための傾斜する面を有して構成」 構成要件 2 D' には「取付部材がそれ単体で」との構成は特定されていない。 原告は、被告各製品のうち外枠及び取付部材を両方合わせて対象製品としている。被告各製品において、補助体は外枠とランナー状の部材でつながっているが、取付部材が取付孔に嵌挿されて使用される状態で、補助体が取付部材の内部に備えられていることは明らかであり、被告各製品は構成要件 2 D' を充足する (甲 9)。 被告各製品の取付部材には、本体に傾斜面及び補助体に当接面という傾斜する面を有して構成されている。 したがって、取付部材とは別に成形された補助体と組み合わせて使用することで「水平な所定方向へ向かう力を加えるための傾斜する面を有して構成」されている取付部材も本件訂正発明 2 - 1 の技術的範囲に属する。</p> | <p>● 「前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるための傾斜する面を有して構成」 本件訂正発明 2 - 1 の特許請求の範囲の記載及び明細書の記載によると、構成要件 2 D' は取付部材がそれ単体で取付体に、取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成されていることを発明特定事項としている。 被告各製品の取付部材は、取付対象面に対して傾斜する傾斜面を有するにすぎず、補助体は被告各製品の外枠の取付孔にある。被告各製品の取付部材は、補助体や舌片を備えていないため、それ単体で、取付体に、取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成されていない。 被告各製品の取付部材は、取り付けられた状態でも「当接面を有する補助体」を備えない。補助体を備えるのは外枠であるから、被告各製品に含まれる取付部材は、取付部材が備える部位によって取付体に対し所定方向へ向かう力を加えるように構成されていない。</p> |
| | | <p>被告各製品の取付部材は、2 d' の構成を備え、構成要件 2 D' を充足する。</p> | <p>被告各製品の取付部材は構成要件 2 D' を充足しない。</p> |

(別紙) 充足論 (本件訂正発明 2 - 3)

| 本件訂正発明 2 - 3 | | 構成要件充足性 | |
|-----------------|----|---|---|
| | | 原告の主張 | 被告の主張 |
| 本件特許 2 請求項 3 | 2A | <p><u>取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある取付孔が形成された取付体を、前記取付対象面に取り付けるための取付部材であって、</u></p> <p>● 「取付孔」 本件訂正発明 2 - 1 の構成要件 2 A' の「取付孔」と同様の理由により、被告各製品の外枠は、取付部材を嵌挿する外枠の空間に補助体及び補助体と外枠を接続するランナー状の部材が設けられており、当該空間の内部の一部に補助体が存在するが、当該空間は少なくとも外枠を貫通しているから「孔」に該当し、取付部材を嵌挿するのに十分な空隙が形成されていることから「取付孔」といえるし、被告各製品 (第 2 世代～第 4 世代) の取付孔の構成部材の一部が切り欠かれていても、「取付孔」に該当する。</p> <p>● 「取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある」 本件訂正発明 2 - 1 の構成要件 2 A' の「取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある」と同様の理由により、被告各製品は「取付面に対して垂直方向に奥行きのある」の構成を有する。</p> | <p>● 「取付孔」 特許請求の範囲の請求項の記載にも、発明の詳細な説明にも、「取付孔」に窪んだ所が含まれる旨の記載はなく、本件明細書 2 (【0016】) の記載からすると、本件訂正発明 2 - 3 は、取付体を取付対象面に当接させた上で、取付体に形成された取付孔に取付部材を嵌挿するものであり、「取付孔」が、単に窪んだ所を包含する余地はない。よって、被告各製品の外枠の空間は、構成要件 2 A の「取付孔」を充足しない。</p> <p>● 「取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある」 本件訂正発明 2 - 1 の構成要件 2 A' 「取付対象面に対して垂直方向に奥行きのある」と同様の理由により、被告各製品は、「取付面に対して垂直方向に奥行きのある」を充足しない。</p> |
| | | 2B | <p><u>前記取付孔に嵌挿される外形を有し、</u></p> <p>上記構成要件 2 A のとおり、被告各製品は「取付孔」を有する。</p> |
| | 2D | <p><u>前記挿通孔に挿通された前記固定具が前記取付対象面に打設された際に、前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成され、</u></p> <p>● 「打設」 本件訂正発明 2 - 1 の構成要件 2 D' の「打設」と同様の理由により、被告各製品は「打設」の構成を有する。</p> <p>● 「取付対象面に対して水平な所定方向」 本件訂正発明 2 - 1 の構成要件 2 D' の「取付対象面に対して水平な所定方向」と同様の理由により、被告各製品はこの構成を備える。</p> <p>● 「前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成」 構成要件 2 D には「取付部材がそれ単体で」との構成は特定されていない。 原告は、被告各製品のうち外枠及び取付部材を両方合わせて対象製品としている。被告各製品において、補助体は外枠とランナー状の部材でつながっているが、取付部材が取付孔に嵌挿されて使用される状態において、補助体が取付部材の内部に備えられていることは明らかであり、被告各製品は構成要件 2 D を充足する (甲 9)。 本件明細書を見ても、「補助体」が取付部材と一体のもの (取付部材から分離しないもの) として成形されていなければならないとの記載はない。むしろ、固定具の打設の前後で取付部材の本体と補助体の上下位置が変化するから (【0059】)、当業者であれば、取付部材と補助体が移動自在のように別々の部品として構成し、取付部材の本体の中に、補助体を後ろから挿入して使用することを理解する。 したがって、取付部材とは別に成形された補助体と組み合わせて使用することで「水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成」されている取付部材も本件訂正発明 2 - 3 の技術的範囲に属する。 被告各製品の取付部材は構成要件 2 D を充足する。</p> | <p>● 「打設」 本件訂正発明 2 - 1 の構成要件 2 D' の「打設」と同様の理由により、被告各製品は、「打設」を充足しない。</p> <p>● 「取付対象面に対して水平な所定方向」 本件訂正発明 2 - 1 の構成要件 2 D' の「取付対象面に対して水平な所定方向」と同様の理由により、被告各製品は、「取付対象面に対して水平な所定方向」を充足しない。</p> <p>● 「前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成」 本件訂正発明 2 - 3 の特許請求の範囲の記載及び明細書の記載によると、構成要件 2 D は取付部材がそれ単体で取付体に、取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成されていることを発明特定事項としている。 被告各製品の取付部材は、取付対象面に対して傾斜する傾斜面を有するにすぎず、補助体は被告各製品の外枠の取付孔にある。被告各製品の取付部材は、補助体や舌片を備えていないため、それ単体で、取付体に、取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成されていない。 本件明細書 2 の第 1 実施形態 (【0043】、【0044】、【図 1】(b)) では、取付部材が備える部位 (舌片) が、取付体に所定方向へ向かう力を加える技術思想を開示している。第 2 実施形態 (【0056】、【図 4】(a)(b)) 及び第 3 実施形態 (【0063】、【図 5】(a)(b)) では、取付部材が備える部位 (補助体及び本体) が、取付体に所定方向へ向かう力を加える技術思想を開示している。上記のような本件特許 2 の技術的思想に鑑みると、構成要件 2 D の「前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成」は、取付部材が「傾斜面を有する本体」及び「当接面を有する補助体」の双方を有する場合にはじめて充足されることになる。 被告各製品の取付部材は、取り付けられた状態でも「傾斜面を有する本体」を備えるものにすぎず (構成 2 d)、「当接面を有する補助体」を備えない。補助体を備えるのは外枠であるから、被告各製品に含まれる取付部材は、取付部材が備える部位によって、取付体に対し所定方向へ向かう力を加えるように構成されていない。 被告各製品の取付部材は構成要件 2 D を充足しない。</p> |

(別紙) 充足論 (本件訂正発明 2 - 3)

| 本件訂正発明 2 - 3 | | 構成要件充足性 | |
|-----------------|---|--|---|
| 充足性に争いのある構成要件 | | 原告の主張 | 被告の主張 |
| 本件特許 2 請求項 3 | 2F 前記取付孔に嵌挿され得る筒形状を有するとともに、その内側に前記取付対象面に対して傾斜する傾斜面を有する本体と、 | 構成要件 2 A について述べたのと同様の理由により、被告各製品は「取付孔」を備える。 | 構成要件 2 A について述べたのと同様の理由により、被告各製品は構成要件 2 F の「取付孔」を充足しない。 また、構成要件 2 B について述べたのと同様の理由で、被告製品は本件訂正発明 2 - 3 の意図する作用効果を奏さず、構成要件 2 F の発明特定事項を充足しない。 |
| | 2G 前記本体の内側に設置され、前記傾斜面と当接する当接面を有する補助体とを備え、 | ● 「補助体」 被告各製品には、「本体の内側に設置され、前記傾斜面と当接する当接面を有する補助体」が存在する。本件発明 2 - 3 において、「補助体」が取付部材の取付前から本体の内側に備わっていなければならないような限定はない。取付部材が取付孔に嵌挿されて使用される状態において補助体が本体内部に設置されていれば十分である。 本件訂正発明 2 - 3 の構成は本件明細書 2 の段落【0020】に「(3)」の発明として記載されるのであり、段落【0026】、【0027】及び【0034】はさらに別の構成を付加した場合について記載するものであるから、それらの記載を根拠に本件訂正発明 2 - 3 の構成を限定的に解釈することは妥当でない。 | ● 「補助体」 被告各製品の取付部材は「補助体」を備えていない(補助体は被告各製品の外枠に設置されている。)から、構成要件 2 G を充足しない。本件訂正発明 2 - 3 において、「補助体」が取付部材の取付前から本体の内側に備わっていなければならないことは、特許請求の範囲(構成要件 2 F 及び 2 G)及び本件明細書 2 (【0026】、【0027】、【0034】)の記載から明らかである。 |
| | 2H 前記挿通孔は、前記本体と前記補助体との両方に、互いに連通するように形成され、 | 同上 | 構成要件 2 G と同様、被告各製品の取付部材は「補助体」を備えていない(補助体は被告各製品の外枠に設置されている。)から、構成要件 2 H を充足しない。 |
| | 2I 前記補助体に形成された前記挿通孔は、前記固定具と略同じ径を有し、 | 同上 | 構成要件 2 G と同様、被告各製品の取付部材は「補助体」を備えていない(補助体は被告各製品の外枠に設置されている。)から、構成要件 2 I を充足しない。 |
| | 2J 前記本体に形成された前記挿通孔は、前記固定具を前記挿通孔に対して相対的に前記傾斜面の傾斜方向に沿って移動させ得る形状を有し、 | 同上 | 構成要件 2 G と同様、被告各製品の取付部材は「補助体」を備えていない(補助体は被告各製品の外枠に設置されている。)から、構成要件 2 J を充足しない。 |
| | 2K 前記本体は、前記挿通孔に挿通された前記固定具が前記取付対象面に打設された際に、前記傾斜面を前記補助体の前記当接面に摺接させながら移動することにより、前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成されていることを特徴とする、 | 構成要件 2 D について述べたのと同様の理由により、被告各製品の取付部材は構成 2 k を備え、構成要件 2 K を充足する。 | 構成要件 2 D について述べたのと同様の理由により、被告各製品は構成要件 2 K の「打設」及び「取付対象面に対して水平な所定方向」を充足しない。 また、構成要件 2 G と同様、被告各製品は「補助体」を備えていないから、構成要件 2 K を充足しない。 さらに、「前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成」とは、本件訂正発明 2 - 3 の取付部材が補助体及び本体を備えることを発明特定事項とするものである(本件明細書 2【0056】。第 2 実施形態は、取付部材を固定具で打設することにより、取付部材が備える補助体及び本体が、取付体に所定方向へ向かう力を加えることが開示されている。)。一方、被告各製品の取付部材は、傾斜面を有するものの補助体を備えない(甲 9・写真 7)から、構成要件 2 K を充足しない。 |

(別紙) 充足論 (本件発明3)

| 本件発明3 | | 被告各製品 | | 構成要件充足性 | | |
|-------|---|--|--------------------------|---------|--|---|
| 構成要件 | | 原告の主張 | 被告の主張 | 争いの有無 | 原告の主張 | 被告の主張 |
| 3A | 床の開口部に嵌合され得る形状を有し、前記開口部側から根太側へ向けて貫通する取付孔が複数設けられている基体と、 | 床の開口部に嵌合され得る形状を有し、前記開口部側から根太側へ向けて貫通する取付孔が複数設けられている基体を備える。 | 否認する。 被告各製品は取付孔を有しない。 | あり | <p>● 「取付孔」 本件発明2の構成要件2Aについて述べたように、被告製品の取付孔は貫通しており、「取付孔」の構成を有する。</p> <p>● 「開口部側から根太側へ向けて貫通する」取付孔 本件発明3は、その特許請求の範囲の文言において、支持部材の嵌挿方向について特段の限定がない。本件発明3の特許請求の範囲において、本件明細書3(【0014】、【0015】)に記載された限定が含まれているのであれば別段、支持部材の嵌挿方向について特段の限定がない以上、支持部材の嵌挿方向を限定して解釈する理由にはならない。また、本件明細書3(【0003】、【0005】ないし【0009】、【0011】、【0026】)に記載される本件発明3の課題や効果を参酌しても、その課題解決や効果は、「開口用枠体が床面に係止した状態で、支持部材を開口部側から嵌挿できる」構成を備えなくても実現できるものであり、特許請求の範囲に記載のない「開口用枠体が床面に係止した状態で、支持部材を開口部側から嵌挿できる」との限定を付す理由はない。</p> <p>本件明細書3(【0009】)において述べられている従来技術の問題点は、床板の側面390bと根太の側面391bの間に段差があると釘393を打ち込むことができないという点である(【図12】(b))。そして、本件発明3の構成であれば、支持部材が根太の側面に接する位置まで押し込むことが可能で、支持部材が根太の側面に接する状態になるので、釘を打ち込むことができるようになる(【0015】、【0055】、【図2】)。従って、床開口用枠体1は、設置箇所の自由度が高いものである」との記載があるとおりであり、「開口部側から根太側へ向けて貫通する取付孔」すなわち、開口部側から根太側に向けての方向に貫通する取付孔があれば、「段差解消」に関する作用効果は奏される(【0015】)。そして、特許請求の範囲の文言において、施工手順について特段の限定がないにもかかわらず、本件発明3の内容を特定の施工手順を前提として限定解釈することは妥当ではない。</p> <p>構成要件3Aの「開口部側から根太側へ向けて貫通する」という構成は、取付孔の貫通方向が開口部側から根太側に向けての方向である以上の意味はなく、被告各製品は「開口部側から根太側へ向けて貫通する取付孔」を有する。</p> | <p>● 「取付孔」 本件訂正発明2-1の構成要件2A'について述べたのと同様の理由により、被告各製品の外枠は構成要件3Aの「取付孔」を充足しない。</p> <p>● 「開口部側から根太側へ向けて貫通する」取付孔 本件明細書3(【0014】、【0015】、【図8】)によると、本件発明3の床開口用枠体は、床面に係止した状態で、取付孔に支持部材を開口部側から嵌挿するものである。</p> <p>また、本件明細書3(【0009】)によれば、本件発明3の床開口用枠体においては、枠部材の係止部を床面に係止した状態で各取付孔に支持部材を押し込み嵌挿するもので、本件発明3の取付孔は取付部材を開口部側から根太側へ向けて嵌挿可能なものであることがわかる。本件明細書3のその他の記載も、一貫して、本件発明3の床開口用枠体の取付孔は、取付部材を開口部側から根太側へ向けて嵌挿可能なものであるとされている。本件発明3の特許請求の範囲の記載及び明細書の記載から、構成要件3Aの「開口部側から根太側へ向けて貫通する取付孔」は、取付部材を開口部側から根太側へ向けて嵌挿可能な取付孔であると解される。</p> <p>被告各製品の取付孔は、ランナー状の補助体や取付孔封鎖部のため、取付部材を開口部側から根太側へ向け嵌挿できないから、被告各製品の外枠の空間は「開口部側から根太側へ向けて貫通する」取付孔を充足しない。</p> |
| 3B | 前記基体に設けられ、床面に係止される係止部とからなる枠部材、及び、 | 前記基体に設けられ、床面に係止される係止部とからなる枠部材を備える。 | 認める。 | なし | | |
| 3C | 前記取付孔に嵌挿され得る形状を有し、前記開口部側から根太側へ向けて固定具が挿通される挿通孔が形成された支持部材を備え、 | 前記取付孔に嵌挿され得る形状を有し、前記開口部側から根太側へ向けて外枠固定ねじが挿通される挿通孔が形成された取付部材を備える。 | 否認する。 | あり | 構成要件3Aで述べた理由から、被告各製品は「取付孔」を有する。 | |
| 3D | 前記基体は、前記係止部から前記開口部の側面に沿って下方に垂下する板状部と、前記板状部に対して直交するように設けられた筒状部とを含んで構成され、前記筒状部が、前記取付孔を有することを特徴とする | 前記基体は、前記係止部から前記開口部の側面に沿って下方に垂下する板状部と、前記板状部に対して直交するように設けられた筒状部とを含んで構成され、前記筒状部が、前記取付孔を有することを特徴とする。 | 否認する。 被告各製品は取付孔を有しない。 | あり | 同上 | |
| 3E | 床開口用枠体。 | 以上の構成を備える床開口用枠体である。 | | | | |

| 番号 | 無効理由 | 被告の主張 | 原告の主張 |
|----|---|---|---|
| 1 | <p>明確性要件違反</p> <p>構成要件1Eの「強く押さえられ」に関し</p> | <p>原告は、被告製品1は、ふた枠アシストねじを施工することにより、裏蓋とふた枠は、浮き（隙間）がなくなる程度までにピッタリと強く固定され、浮きが防止されているから、構成要件1Eの「『強く』押さえられ」を充足すると主張する。この主張を前提にすると、構成要件1Eの「『強く』押さえられ」は裏蓋とふた枠の浮き（隙間）をなくすことを発明特定事項とすることになる。しかし、仮にふた枠アシストねじを施工することで裏蓋とふた枠の浮き（隙間）がなくなったとしても、ふた枠の鍔がフロア材の周縁を単に「押さえ」ているにすぎないと考えられ、蓋表板の撓みが矯正され、正確な形状を保持する程度に「『強く』押さえられ」ているかは不明である。</p> <p>仮に原告の上記主張が認められるとすると、構成要件1Eの「『強く』押さえられ」との発明特定事項は、単に「押さえられ」た場合との違いが不明確で、その不明確さは第三者に不測の不利益を及ぼすものであり、本件発明1は明確性要件に違反する。</p> <p>原告の主張を前提とすると構成要件1Eは、「蓋枠と蓋基板が密着して段差ができたり、ガタ付が生じたりすることがないように、蓋枠の鍔が蓋表板の周縁を押え、及び／又は蓋表板を蓋基板にネジ止め固定する構成」となるはずであり、結局、「『強く』押えられ」の意義が明らかになっておらず、単に「押さえられ」た場合は非充足の形態という程度の意味合いにすぎない。</p> | <p>構成要件1Eの「強く押えられ」とは、ネジを締めることによって蓋枠と裏蓋が引き寄せられ、蓋枠と蓋基板が密着して段差ができたり、ガタ付が生じたりすることがないように、蓋枠の鍔が蓋表板の周縁を押える構成を指すと理解でき、その意味は明確である。</p> <p>「ネジを締めることによって蓋枠と裏蓋が引き寄せられ、蓋枠と蓋基板が密着して段差ができたり、ガタ付が生じたりすることがない」のであれば「強く押えられ」に該当し、そうでなければ、「強く押えられ」に該当しないのであるから、本件発明1の「強く押えられ」という用語の意義は明確であり、第三者に不測の利益は生じない。明確性要件を満たすか満たさないかは、発明特定事項の構成が明確かどうかの問題にすぎず、発明特定事項とは無関係の単なる「押さえられ」という用語との違いが明確でなければならない、というものではない。</p> |
| | <p>構成要件1Bの「周縁部を除く」に関し</p> | <p>被告は、被告製品1においてはフロア材の周縁部を含めて裏蓋にネジ止めで固定していると解しているが、原告は、被告製品1においてはフロア材の周縁部においてはネジ止めていないと解するようである。また、「周縁部を除く」は、周縁部を除く複数個所にネジ止めがされてさえいればよい（周縁部にネジ止めされていないことまでを規定していない。）と解することもできる一方、周縁部にネジ止めされていない態様に限定していると解することもできる。この齟齬は、本件発明1における「周縁部」の外延が不明確であることに起因する。したがって、構成要件1Bの「周縁部を除く」との発明特定事項の外延が不明確であり、その不明確さは第三者に不測の不利益を及ぼすものであるから、本件発明1は明確性要件に違反する。</p> <p>「ふち」もまた一義的な用語ではなく、単に言葉を置き換えたに過ぎない。</p> | <p>構成要件1Bの「（蓋表板の）周縁部」とは、「周縁」（＝「まわり。ふち。」）という用語の通常の意味及び本件明細書1の記載を参酌すると、（蓋表板の）蓋枠の鍔により押えられる部分を意味するから、構成要件1Bの「周縁部」の意義は明確である。</p> <p>また、構成要件1Bの「この蓋基板の上に重ねて配し、周縁部を除く複数個所を、裏面からのネジ止めで固定される蓋表板と、」とは、上記周縁部以外の部分において、複数個所がネジ止めされていれば足り、周縁部に蓋基板裏面からの蓋表板のネジ止めが一切なされていないことまで規定していない。これは、本件発明1の文言上明確である。</p> <p>本件発明の技術的意義を勘案しても、①荷重に対して容易に撓まない蓋基板の表面に、蓋表板を重ねて、その周縁部を除く複数個所を裏面からネジ止め固定すること（構成要件1A及び1B）〔蓋表板を蓋基板に裏面からネジ止め固定〕、及び、②蓋枠を、蓋基板に対してネジによって、裏面から締付け固定し、蓋枠の内鍔で蓋表板の周縁が上面から強く押えられること（構成要件1Cないし1E）〔蓋枠を蓋基板に裏面からネジ止め固定〕に追加して、③周縁部に蓋基板裏面からの蓋表板のネジ止めがなされたとしても、より、段差、ガタ付防止に寄与するものであって、これを除外する理由は特段ない。</p> |
| 2 | サポート要件違反 | <p>原告は、構成要件1Eの「『強く』押さえられ」の技術的意義は、ネジを締めることによって蓋枠と裏蓋が引き寄せられ、蓋枠と裏蓋が密着して段差ができたり、ガタ付が生じたりすることがないことである旨主張する。原告の主張は、蓋表板の撓みを矯正するという観点が抜けており、蓋表板の撓みを矯正するかを問わず、構成要件1Eの「『強く』押さえられ」を充足するというものであるが、本件明細書1は、蓋表板の撓みを矯正することではじめて、段差及びガタ付の発生を防止するという作用効果を奏することを開示するもので、蓋表板の撓みを矯正することなく本件発明1の作用効果を奏する構成を開示するものではない。</p> <p>仮に構成要件1Eの「『強く』押さえられ」に関する原告の解釈が認められるならば、本件発明1の特許請求の範囲に記載された発明は、本件明細書1及び出願時の技術常識に照らし、当業者が本件発明1の課題を解決できると認識できる範囲のものではないので、本件発明1の特許請求の範囲の記載はサポート要件に違反する。</p> | <p>本件明細書1の記載（【0004】、【0005】、【0013】）からすると、本件発明1の課題は、①蓋の正確な形状を保持し、蓋装着時に段差ができたり、ガタ付が生じたりすることがなく〔段差、ガタ付防止〕、②開口蓋の組立は全て裏面からのネジ止め作業だけでできて、組立が容易〔組立容易〕というものである。</p> <p>上記課題のうち②は、主として裏面からのネジ止め構成（構成要件1B及び1E）によって解決されるものであるもので、「強く押えられ」という構成は課題①に関連する。そして、構成要件1Eのように「蓋枠の鍔により、蓋表板の周縁が強く押えられて、蓋基板に密着させられる」と、蓋表板に撓みがあればこれを解消するための力が加えられ、また、蓋枠と裏基板が密着するのでガタ付きや段差が防止されることは、当業者であれば容易に認識できる。蓋表板の種類や程度によっては、撓みが十分に矯正できない場合もあるかもしれないが、構成要件1Eの構成を採用することで、より、蓋の正確な形状を保持し、蓋装着時に段差ができたり、ガタ付が生じたりすることがないようにするという課題が解決できる（＝効果を奏する）ことは、当業者であれば十分に認識することが可能である。したがって、被告のサポート要件違反の主張は成り立たない。</p> |

| 番号 | 無効理由 | 被告の主張 | 原告の主張 |
|----|--|---|---|
| 1 | サポート要件違反 | <p>本件訂正発明 2 - 1 の発明が解決しようとする課題は、「作業者の技量によらず、取付体の密着性や気密性等を確実に確保することができるとともに、その密着性や気密性等の点において施工の質を均一に保つことが可能な取付部材を提供すること」や、「床下収納庫や床下点検口等のための床開口用枠体に好適に用いることができ、補助根太を省略して施工作業の簡略化を図りつつ、高い位置精度で設置可能であり、枠体（取付体）自身の変形を防止することにより気密性及び断熱性を確保するとともに躓き等を防止し、更に設置箇所の高自由度が高い取付部材を提供すること」（本件明細書 2 【0014】）であり、本件訂正発明 2 - 1 は、「前記挿通孔に挿通された前記固定具が前記取付対象面に打設された際に、前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加える」（構成要件 2 D'）構成によって当該課題を解決しているが、当業者は構成要件 2 D' の当該構成をどのように達成することができるか理解できない。特に、2 つの部材（本体と舌片、本体と補助体）の相互作用による構成を用いずにどのように構成要件 2 D' の当該構成を達成することができるか理解できないから、本件明細書 2 は、本件訂正発明 2 - 1 について課題が解決できるように記載されていない。したがって、本件訂正発明 2 - 1 は、発明の詳細な説明に実質的に記載された範囲を超えている。</p> | <p>本件訂正発明 2 - 1 の課題は、「作業者の技量によらず、取付体の密着性や気密性等を確実に確保することができるとともに、その密着性や気密性等の点において施工の質を均一に保つことが可能な取付部材を提供すること」や「床下収納庫や床下点検口等のための床開口用枠体に好適に用いることができ、補助根太を省略して施工作業の簡略化を図りつつ、高い位置精度で設置可能であり、枠体（取付体）自身の変形を防止することにより気密性及び断熱性を確保するとともに躓き等を防止し、更に設置箇所の高自由度が高い取付部材を提供すること」である（本件明細書 2 【0014】）。当業者は、本件明細書 2 に接して、例えば、第 1 実施形態ないし第 3 実施形態のようにすることで、「前記挿通孔に挿通された前記固定具が前記取付対象面に打設された際に、前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加える」ことが可能となり、取付体の密着性や気密性の向上、躓き防止といった上記の本件発明 2 の課題を解決できると認識することが十分可能である。本件訂正発明 2 - 1 は、取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加える構成として第 1 実施形態ないし第 3 実施形態に共通する「傾斜する面」を有することを特定したことにより、当業者は、本件明細書 2 に記載された実施形態のような構成により発明を実施可能で、かつ、本件明細書 2 に記載された課題を解決できると認識することがより容易になった。したがって、本件訂正発明 2 - 1 にサポート要件違反はない。</p> |
| 2 | 実施可能要件違反 | <p>固定具が打設された際に取付体に取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるための具体的構成について、本件明細書 2 には、請求項 2 ないし請求項 4 にそれぞれ対応する構成として、[第 1 実施形態] ないし [第 3 実施形態] が記載されているが、これらを確認すると、2 つの部材の相互作用によって「前記挿通孔に挿通された前記固定具が前記取付対象面に打設された際に、前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加える」との事項を達成することしか記載されていない。</p> <p>他方、本件訂正発明 2 - 1 の構成要件 2 D' においては、「前記挿通孔に挿通された前記固定具が前記取付対象面に打設された際に、前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるための傾斜する面を有して構成される」としか規定されておらず、上記のように 2 つの部材の相互作用を規定していない。そのような 2 つの部材の相互作用による構成を用いずにどのように構成要件 2 D' 記載の構成を達成することができるのか、本件明細書 2 から当業者は理解することができない。</p> <p>したがって、本件訂正発明 2 - 1 については、当業者が実施することができるように発明の詳細な説明は記載されていない。</p> | <p>本件明細書 2 には、「前記挿通孔に挿通された前記固定具が前記取付対象面に打設された際に、前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成」の例として 3 つの実施例が開示されており、当業者は、これらの実施例を実施することで、本件訂正発明 2 - 1 を実施することが可能である。</p> <p>本件訂正発明 2 - 1 は、取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加える構成として第 1 実施形態乃至第 3 実施形態に共通する「傾斜する面」を有することを特定したことにより、当業者は、本件明細書 2 に記載された第 1 実施形態ないし第 3 実施形態のような構成により発明を実施可能で、かつ、本件明細書 2 段落【0014】に記載された課題を解決できると認識することがより容易になった。</p> <p>実施可能要件とは、当業者が明細書の記載に基づいて本件訂正発明 2 - 1 が実施できれば足り、実施可能要件違反はない。</p> |
| 3 | 明確性要件違反 | <p>本件訂正発明 2 - 1 における「前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるための傾斜する面」（構成要件 2 D'）は、具体的にどのような「傾斜する面」を有することを特定しているのかが明確ではない。取付部材において何らかの「傾斜する面」が存在していたとして、それが「前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるため」のものであるかどうかは、当該傾斜が他の部材とどのように組み合わせられて、どのように使用されるかによって変わり得る。そうすると、たとえば「傾斜する面」を備える取付部材を製造する行為が行われたときに、当該「傾斜する面」が構成要件 2 D' の「前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるため」の傾斜であるかどうかは判断ができず、構成要件 2 D' の規定する事項の外延が明確ではない。</p> <p>したがって、本件訂正発明 2 - 1 は明確性要件に違反する。</p> | <p>被告が仮想する製品が、ある部材と組み合わせあった場合に「水平な所定方向へ向かう力を加える」ものであり、その他の部材と組み合わせあった場合は「水平な所定方向へ向かう力を加える」ものでないとすれば、当該製品は、ある部材と組み合わせあって「水平な所定方向へ向かう力を加える」範囲で構成要件 2 D' に該当すると解される。仮に、被告が仮想するような多様な使用方法の製品があるとすれば、侵害製品の特定に検討を要するかもしれないが、それは明確性要件違反の問題ではない。</p> |
| 4 | 訂正要件違反 (実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更する訂正であること) | <p>本件明細書 2 は、取付部材が「傾斜面を有する本体」及び「当接面を有する補助体」の双方を備える場合にはじめて、本件訂正前の構成要件 2 D の「前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるように構成」を充足する実施形態を開示している。この場合、本体が欠けても、補助体が欠けても、構成要件 2 D を充足せず、あくまで取付部材が「傾斜面を有する本体」及び「当接面を有する補助体」の双方を備える場合に構成要件 2 D を充足する。</p> <p>しかしながら、本件訂正後の構成要件 2 D' の「前記取付体に、前記取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加えるための傾斜する面を有して構成」については、取付部材が「傾斜面を有する本体」を備えさえすれば充足し得ることになり、「当接面を有する補助体」や、何らかの他の当接面を有する部材が欠けていたとしても、構成要件 2 D' は充足されてしまう。</p> <p>したがって、本件訂正は実質上特許請求の範囲を拡張するものであるし、少なくとも変更するものである。</p> <p>本件訂正が許されるとすれば、間接侵害が成立する範囲も異なるものとなり、特許請求の範囲の記載を信頼する一般第三者の利益を害するので、この点からも本件訂正が実質上特許請求の範囲を拡張、少なくとも変更するものである。</p> | <p>取付対象面に対して水平な所定方向へ向かう力を加える構成を限定するものであり、カテゴリや対象、目的を変更するものではないから、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものには該当せず、特許法 1 2 6 条 6 項に適合する。</p> |

(別紙) 無効論 (本件発明3)

| 無効理由 | | 被告の主張 | 原告の主張 |
|------|---------|--|---|
| 1 | 明確性要件違反 | <p>構成要件3Aの発明特定事項は、「貫通する取付孔」や「水平方向に貫通した」取付孔との違いが不明確で、その不明確さは第三者に不測の不利益を及ぼすものであり、明確性要件に違反する。すなわち、本件明細書3の記載(【0051】)によれば、板状部に対して直交するように設けられた筒状部を含んでいるという構成の中で特に、筒状部が開口部側から根太側に向けて貫通する取付孔を有するという構成が好ましいことが示される。「筒」とは円く細長くて中空になっているものを指し(乙16)、「筒状部」は貫通構造であるため、当業者は、「前記開口部側から根太側へ向けて貫通する」との記載が、単に貫通するだけでなく、貫通の中でも特定の構成に限定する主旨であると理解する。そして「前記開口部側から根太側へ向けて貫通する」との技術的意義については、本件明細書3の記載(【0031】)から、支持部材40の嵌挿に関して貫通についての好ましい構成を特定したものであることが分かる。そして、支持部材40の嵌挿に関する本件明細書3の記載(【0014】、【0015】)からすると、本件発明3の床開口用枠体は、床面に係止した状態で、取付孔に支持部材を開口部側から嵌挿するものであることがわかる。そうすると、構成要件3Aは、開口用枠体が床面に係止した状態で、支持部材を開口部側から嵌挿できるような貫通の態様を発明特定事項とするものである。</p> <p>被告各製品は、開口部側から根太側へ向けて貫通する空間が存在するものの、外枠を床面に係止した状態で、被告各製品の取付部材を開口部側から嵌挿できないから、外枠の空間は、構成要件3Aの「開口部側から根太側へ向けて貫通する取付孔」に相当しないと解される。仮に被告各製品が構成要件3Aを充足するとすれば、単なる貫通の中で好ましい構成として「開口部側から根太側へ向けて」との限定を加える(本件明細書3【0051】)趣旨が明確ではなく、この不明確さは、本件特許3の技術的範囲の確定において不測の不利益を実際に及ぼし得るものである。</p> <p>そもそも「開口部側から根太側に向けての方向に貫通する取付孔」というものが容易に理解しえない(通常、孔に向きは無く意味不明である。そのため、被告は明細書の記載からその意義を解釈している)。</p> | <p>「前記開口部側から根太側へ向けて貫通する取付孔」は、開口部側から根太側に向けての方向に貫通する取付孔を意味し、それ自体、意味が明確である。</p> <p>明確性要件は「前記開口部側から根太側へ向けて貫通する取付孔」という用語の意義が明確か否かが問題であり、他の用語との違いが明確かどうかは問題となるものではない。</p> <p>本件明細書3(【0051】)の記載は、①板状部に対して直交するように設けられた筒状部(角筒状部13)と、②開口部側から根太側に向けて貫通する取付孔を有するという二つの構成を備えた実施例【図8】の構成を開示するものである。被告は、①の構成を備えるが、②の構成を備えない構成が不明であることをもって明確性要件違反と主張するようであるが、明細書に記載もされていない実施例ではない別の構成が明確でなければ、本件発明の構成が不明確であるとの論理は採れない。</p> <p>したがって、明確性要件違反はない。</p> |

(別紙) 損害論 (推定覆滅)

| 覆滅事由 | 被告の主張 | 原告の主張 |
|------------------------|---|---|
| 製品の一部のみに特許発明が実施されていること | <p>被告各製品は、本件特許 2 及び 3 の被疑侵害品である床開口用枠体及び取付部材 (以下「被告外枠」という。)のほか、蓋セット (ふた枠、裏蓋、回転取手及びふた板カットガイド)、ビスセット、梱包ケース及び断熱材 (断熱タイプのみ) で構成されている。また、甲 4 で紹介されている被告各製品の 9 個 (5 の②③を含む。) の製品特徴のうち、本件特許 2 及び 3 の特徴 (補助根太が不要であること。) に言及されているのは 5 の①のみである。しかも、ふた枠には本件特許 1 に劣らない技術が使われているところ、「特に蓋板の組立が容易になります。」 (甲 4・2 頁 2 行目) と記載されており、この点が強調されている一方で、本件特許 2 及び 3 にかかる特徴は特別強調されているわけではない。さらに、被告外枠自体も、本件特許 2 及び 3 にかかる特徴のほか、センタリング機能 (E F S 機構) や取付部材があらかじめセットされているという施工性を高める工夫が施されており、本件特許 2 及び 3 にかかる発明の特徴と同程度の重みで広告されている。(甲 4)。したがって、被告外枠のうち、本件特許 2 及び 3 にかかる特徴は、数ある被告各製品の特徴の一つという位置づけに過ぎず、しかも、施工時間短縮にかかる宣伝の中でさえ特別強調はされていない。また、アルミ製の競合品との関係では、外枠や蓋枠が樹脂製一体成形であるということ自体が一定の顧客誘引力を持っており、本件特許 2 及び 3 の発明が有する顧客誘引力は、限定的なものにとどまる。</p> | <p>単に、被告各製品が外枠、縁枠、底蓋 (ビス、梱包材、断熱材) という部材で構成されており、本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 が外枠に関する発明であるというだけでは、推定覆滅事由とはならない。被告各製品が「スライドコア」を備えていないとすると、外枠を取り付けるための受け材を不要とし、かつ、スライドコアにビスを打ち込むだけで縁材 (蓋枠) 全体を下方向に押し込み、縁材とフロア面の隙間をなくすことができ、かつこれらの施工が簡単に、精度良くできるという効果を奏さないのだから、原告製品より明らかに機能が劣ることとなる。原告製品と被告各製品の強い類似性に照らせば、ほとんど同じような形態の床下点検口である両者のうち、あえて「スライドコア」を備えない被告各製品を選択する需要者は合理的に考え難い。そうすると、原告製品がすでに販売され、大きなシェアを有する状況において、被告各製品がシェアを奪っていくためには、本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 の「スライドコア」の構成を備えることが必須の要素となっていたと理解されるのであり、「スライドコア」の構成が被告各製品の顧客誘引力の源泉 (これがなければ、被告各製品は選ばれなかった) と言える。したがって、被告各製品が外枠、縁枠、底蓋 (ビス、梱包材、断熱材) という部材で構成されており、本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 が外枠に関する発明であるというだけで、「特許権侵害行為と損害との間に相当因果関係がない」とは認められない。</p> <p>なお、被告は、被告各製品のカタログである甲 4 では、「補助根太レス」の記載があるだけで、その他の本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 の特徴が紹介されているわけではないことも主張する。しかし、意図的な後発侵害者が、自ら作成する広告類を推定覆滅の根拠として使用すること自体妥当ではない。なぜなら、後発侵害者は、広告等を作成する際には、侵害の可能性がある構成について強調せず、重要な事項 (原告製品と同様の機能を備えていること等) は口頭で説明するなどの方法で営業活動を行うことが可能であるし、被告各製品が原告製品と同様の機能を備えていることを前提に、被告各製品が原告製品とは異なる特徴 (改良した特徴) があることを強調することによって原告製品からの切替えを狙いがちである。そうすると、広告類の記載は必然的に被告各製品が原告製品とは異なる特徴 (改良した特徴) があることが記載されることが多くなるが、原告製品から被告各製品への切替えが生じる重要な要素は、被告各製品が原告製品と同様の機能を備えていることである。後発侵害者自らが作成した甲 4 のカタログのような資料をもって、「特許権侵害行為と損害との間に相当因果関係がない」との事実を認めることは妥当ではない。</p> <p>「取付部材があらかじめセットされているという施工性を高める工夫」は、本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 の「スライドコア」の構成が前提となっている。「スライドコア」の構成がなければ、「取付部材があらかじめセットされているという施工性を高める工夫」も成り立たないのであるから、かかる機能は推定覆滅事由として認められない。また、被告各製品にはセンタリング機能 (E F S 機構) があるが、もし、被告各製品に本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 の「スライドコア」の構成がなく、単にセンタリング機能 (E F S 機構) のみがあるとした場合に、被告各製品の需要者が被告各製品を選ぶかと言うと、そのような需要者の存在は何ら立証されていない。被告各製品に本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 の「スライドコア」の構成がなければ、外枠を取り付けるための受け材を不要とし、かつ、スライドコアにビスを打ち込むだけで縁材 (蓋枠) 全体を下方向に押し込み、縁材とフロア面の隙間をなくすことができ、かつこれらの施工が簡単に、精度良くできるという効果を奏さない。このような効果を奏さないが、単にセンタリング機能 (E F S 機構) さえあれば被告各製品を購入したであろうというような需要者の存在を認めることは困難と言えよう。</p> <p>また、被告は、アルミ製の競合品との関係では、外枠や蓋枠が樹脂製一体成形であるということ自体が一定の顧客誘引力を持っており、本件特許 2 及び 3 が有する顧客誘引力は、限定的なものにとどまると主張する。しかし、原告製品も外枠や蓋枠が樹脂製一体成形であるという構成を有しているのであるから、被告の侵害行為がなければ、アルミ製の競合品に対する優位の利益は原告が享受できたとと言える。</p> |
| 本件特許 2 及び 3 の寄与が小さいこと | <p>被告は、被告外枠について、既に本件特許 2 及び 3 の技術的範囲に属さないよう設計変更を行っているところ (乙 3 0)、設計変更後も発注数は減少しておらず、むしろ従前の増加傾向を維持している。本件特許 2 及び 3 に係る特徴の有無にかかわらず売上が伸びていることに鑑みれば、本件特許 2 及び 3 の顧客誘引力が被告各製品の販売に寄与した度合いは極めて限定的であるといえる。</p> | <p>設計変更後の被告各製品の発注数が増加傾向を維持していることは不知。</p> <p>なお、被告は、特許権侵害行為を行うことで、樹脂製の床下点検口市場に参入し、一定のシェアを取った。特許侵害行為でシェアを取った後に設計変更後の商品の販売が維持されていることは、当該特許発明の寄与の小ささを示すものではない。特許発明の寄与を考えるのであれば、もし、被告各製品に本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 の「スライドコア」の構成がなくても、被告の参入が可能であったかという点から検討されるべきものであるが、既に述べたとおり、被告が特許権侵害行為を行わなくても同様の参入が成功したことを認めるに足るような証拠は存在しない。</p> |
| 被告の営業努力 (ブランド力、宣伝広告) | <p>建材市場では、取引規模に応じた値引きや、長年の取引による信頼関係を交渉材料として、得意先やその関係先に対して営業を行うことも多い。被告各製品についても、被告親会社である訴外吉川化成株式会社から数えて約 4 5 年に及ぶ床下収納庫事業の中で獲得した得意先等に対して営業を行ってきた (乙 3 1) ののであるから、被告各製品の売上は、長年にわたる営業努力の結果であり、本件特許 2 及び 3 が被告各製品の販売に寄与した度合いは極めて限定的である。</p> | <p>被告各製品の需要者が、被告各製品が本件訂正発明 2-1 及び同 2-3 及び本件発明 3 の「スライドコア」の構成を備えなくても、被告が販売するからという理由だけで被告各製品を購入したというような事情は全く認められず、推定覆滅事由になり得ない。</p> |
| 市場における競合品の存在 | <p>原告が指摘するとおり、樹脂製一体成形等の特徴は備えないとはいえ、各種の競合品が、現に取引されている (甲 1 4 ないし 1 8、訴外株式会社サヌキ (乙 3 2 など)、訴外タキロンシーアイ株式会社 (乙 3 3 など))。得意先であれば、他の商品の取引規模も考慮した値引きが見込めるし、不具合品へのフォロー等についても信頼できることから、仕入先の選定においては、完全な同等品で無くとも十分競合品として機能する。しかも、甲 1 5 の 1 のほとんどの製品や甲 1 6 の 1 「ホームハッチ」、及び乙 3 2 の製品は、本件特許 2 及び 3 と同じく補助根太ないし受棧 (甲 1 5 の 1・1 4 頁下部) が不要な製品であるし、甲 1 8 の 1 の「床下樹脂点検口枠一般タイプ・断熱タイプ」は、被告外枠と同じく樹脂製の外枠が採用された製品であり、機能的にも原告製品及び被告各製品の特徴と一部重複している。また、甲 1 8 の 1 の製品は、甲 1 8 の 3 のとおり、蓋の組立に当たり、補助棧や原告製品における底蓋といった蓋の補強材の取付が不要となっており、施工性が高められている。さらに、補助根太断熱材 (乙 3 4) を開発・改良することで、アルミ製点検口の利便性も一定程度改善されている。よって、必ずしも被告各製品が無ければ原告製品が販売できたというわけではないから、原告製品の販売減少と被告各製品の販売行為との間に因果関係は認められない。</p> | <p>被告が摘示する甲 1 4 ないし 1 8、乙 3 2、乙 3 3 はいずれも、本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 の「スライドコア」の構成を備えず、これによって得られる効果を奏さない。被告は、一部の製品について補助根太ないし受棧が不要な製品があると主張するが、本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 の「スライドコア」の効果はこれにとどまらず、スライドコアにビスを打ち込むだけで縁材 (蓋枠) 全体を下方向に押し込み、縁材とフロア面の隙間をなくすことができ、かつこれらの施工が簡単に、精度良くできるという効果がある。</p> <p>また、本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 の「スライドコア」の構成以外にも、原告製品と被告各製品は、部材構成、素材、形態、使用方法、色、カラーラインナップ等に至るまで強い類似性を有している。そうすると、被告各製品の需要者は、被告各製品が販売されていなければ、被告各製品と極めて類似性が強く、本件訂正発明 2-1 及び 2-3 及び本件発明 3 の「スライドコア」の構成も備える原告製品を購入したであろうと考えられ、甲 1 4 ないし 1 8、乙 3 2、乙 3 3 等の製品を購入したとは考え難い。被告各製品の需要者が、原告製品ではなく、原告製品と比較して被告各製品との一致度が低い甲 1 4 ないし 1 8、乙 3 2、乙 3 3 のような製品を購入するであろうとの事情は全く認められず、「特許権侵害行為と損害との間に相当因果関係がないこと」を認めることはできない。</p> |